

# 償却資産申告の手引

市税につきましては、日頃より御協力をいただき厚く御礼申し上げます。

固定資産税は土地や家屋のほか事業用の償却資産にも課されます。国分寺市内に償却資産をお持ちの方は、毎年1月1日現在所有している償却資産について申告していただくことになっております（地方税法第383条の規定による。）。

つきましては、この手引をお読みいただき、同封の申告用紙に所要の事項を御記入の上、御提出くださいますようお願いいたします。

## 国分寺市総務部課税課固定資産税係

### \*（固定資産の申告）\*

**地方税法第383条** 固定資産税の納税義務がある償却資産の所有者は、総務省令の定めるところによって、毎年1月1日現在における当該償却資産について、その所在、種類、数量、取得時期、取得価額、耐用年数、見積価額その他償却資産課税台帳の登録及び当該償却資産の価格の決定に必要な事項を1月31日までに当該償却資産の所在地の市町村長に申告しなければならない。

## 提出期限

令和6年1月31日（水）

### 【目次】

#### 1 償却資産とは・・・2～6ページ

- (1) 固定資産税が課される償却資産
- (2) 課税標準及び税率
- (3) 課税台帳の閲覧及び審査の申出
- (4) 短縮耐用年数の承認を受けた資産
- (5) 増加償却の承認を受けた資産
- (6) 非課税該当資産
- (7) 課税標準の特例を受けられる資産
- (8) 相続された資産
- (9) 償却資産と家屋との区分
- (10) 主な資産の耐用年数

#### 2 申告について・・・7ページ

- (1) 申告していただく方
- (2) 申告していただく資産
- (3) 申告期限
- (4) 注意事項
- (5) 申告をされなかった場合、虚偽の申告をされた場合

#### 3 提出する書類と書き方・・・8～12ページ

#### 4 よくある御質問・・・13～14ページ

実地調査への御協力をお願いいたします・・・15ページ

郵送で申告をされる方へ 御提出先及びお問合せ先・・・16ページ

## 【 1 償却資産とは】

### (1) 固定資産税が課される償却資産

固定資産税にいう償却資産とは、土地及び家屋以外の事業の用に供することができる資産（特許権その他の無形減価償却資産及び自動車税，軽自動車税の課税客体は除く。）で，その減価償却額または減価償却費が，法人税法または所得税法による所得の計算上，損金または必要な経費に算入されるもので次のようなものをいいます。

資産の種類	主な償却資産の具体例
第 1 種 構 築 物	店舗造作（内装等），簡易間仕切り，受変電設備，屋外電気設備，屋外給排水設備，門，塀，緑化施設等の外構工事，駐車場，広告設備，その他土地に定着する土木設備または工作物等 《家屋として評価しない建物附帯設備を含みます。5 ページ参照》
第 2 種 機 械 及 び 装 置	旋盤，ボール盤，プレス，モーター，ボイラー，コンベア，クレーン，建設機械，土木機械，印刷機械，各種物品の製造加工に使用する機械及び装置等
第 5 種 車 両 及 び 運 搬 具	大型特殊自動車（車種番号が「9」または「0」のもの） （自動車税，軽自動車税の対象となるものは除く）等
第 6 種 工 具， 器 具 及 び 備 品	机，椅子，ロッカー，金庫，エアコン，パソコン，レジスター，テレビ，応接セット，陳列ケース，医療機器，理容及び美容機器，測定工具，取付工具，切削工具，作業工具，その他各種工具及び事務備品等

上記に掲げる事業用の償却資産には，次のものも含まれます。

- ① 使用可能な期間が1年未満または取得価額が20万円未満の償却資産であっても個別償却しているもの。

※ただし，耐用年数が1年未満または取得価額が10万円未満の償却資産について税務会計上固定資産として計上しないもの，または取得価額が20万円未満で一括して3年間で損金または必要な経費に算入したもの（「一括償却」の取扱いをしたもの）は対象となりません。

- ② 租税特別措置法の規定を適用し即時償却しているもの。

※中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例，特別償却・割増償却（租税特別措置法）及び圧縮記帳（法人税法または所得税法）は，固定資産税には適用されませんので，必ず御申告ください。

- ③ 建設仮勘定で経理されている資産、簿外資産及び償却済資産であっても、令和6年1月1日現在において事業の用に供することができるもの。
- ④ 遊休または未稼働の償却資産であっても、令和6年1月1日現在において事業の用に供することができるもの。
- ⑤ 改良費（改良を加えられた資産と改良費を区分して評価します。）
- ⑥ 家屋に施した建築設備、造作等のうち、償却資産として取り扱うもの。なお、家屋と償却資産の区分は5ページを参照してください。
- ⑦ 税務会計上土地勘定に計上している駐車場の舗装路面、フェンス等であっても、地方税法上においては構築物として御申告の対象となります。

## （2） 課税標準及び税率

課税標準……償却資産申告書（償却資産課税台帳）に登録された価額等です。

税 率……100分の1.4（税額は、課税標準額に税率を乗じた額）

免 税 点……課税標準額が150万円未満の場合は課税されません（免税点となるかは価額の計算をした結果により判定しますので、資産の多少にかかわらず、御申告が必要です。）。

## （3） 課税台帳の閲覧及び審査の申出

所有者、納税管理人及び代理人等、固定資産税の課税に直接関係を有する方は、国分寺市役所において償却資産申告書（償却資産課税台帳）に登録された価額等の閲覧が可能です。令和6年度の閲覧は、価額等を償却資産課税台帳に登録した旨を公示した日から可能となります。

なお、この価額に不服のある方は、文書をもって審査の申出をすることができます。詳しくは固定資産税係償却資産担当へお問い合わせください（16ページ参照）。

## （4） 短縮耐用年数の承認を受けた資産

耐用年数は本来「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」の耐用年数表が適用されますが、法人税法施行令第57条または所得税法施行令第130条の規定により所轄国税局長の承認を受けたときは耐用年数が短縮できます。

この場合は、国税局長の承認書の写しを申告書に添付してください。

#### **(5) 増加償却の承認を受けた資産**

通常の使用時間を超えて使用された機械及び装置は、法人税法施行令第60条または所得税法施行令第133条の規定により、償却費を増額できることになっています。この場合は、所轄税務署長への届出書類の写しを申告書に添付してください。

#### **(6) 非課税該当資産**

地方税法第348条に規定する一定の要件に該当する非課税資産を所有する場合は、別途申請が必要となります。詳しくは固定資産税係償却資産担当へお問い合わせください（16ページ参照）。

#### **(7) 課税標準の特例を受けられる資産**

地方税法第349条の3及び同法附則第15条に規定する一定の要件を備えた償却資産は、固定資産税が軽減されます。

特例の適用には、別途申請が必要です。市公式ホームページを御覧いただくか、御申告の際にお申し出ください。

#### **(8) 相続された資産**

お送りした申告書の所有者の欄に印字があり、かつ印字された所有者の方が亡くなる等で資産を相続された場合は、住所、氏名を二重線で消し、相続人の方の住所、氏名を御記入ください。

既に廃業された場合は申告書の「18備考」欄に『令和5年〇月廃業』と記入し、御提出ください（9ページ参照）。

## (9) 償却資産と家屋との区分

電気設備，ガス設備，給排水設備等，本来家屋と一体となって家屋の効用を發揮するための設備を建築設備といいます。家屋と償却資産の区分は，一般的に次の表に掲げるように取り扱われます。

設備等の種類	設備等の内容	家屋と建築設備等の所有関係			
		同じ場合 (オーナー施工分)		異なる場合 (テナント施工分)	
		家屋	償却 資産	家屋	償却 資産
電気設備	工場等の電力源である電気設備		○		○
	冷凍倉庫における冷凍設備		○		○
	ビル等における受変電設備，蓄電池設備		○		○
	中央監視制御装置，電話機，交換機等の機器		○		○
	電力引込設備（引込開閉器盤及び屋外の配線）		○		○
	電灯照明設備（屋外照明設備）		○		○
給排水設備	屋外に設置された給水塔，給排水管，引込工事		○		○
	屋内の給排水設備，衛生設備	○			○
ガス設備	屋外設備，引込工事等，特定の生産または業務用設備		○		○
	上記以外の設備	○			○
給湯設備	ユニットバス用，床暖房用，洗面所用等	○			○
空調・換気設備	ルームエアコン（壁掛型），特定の生産または業務用設備		○		○
	上記以外の設備（埋め込み型のエアコンを含む）	○			○
消火設備	消火器，ホース，ノズル，ガスボンベ等		○		○
	消火栓設備，スプリンクラー等	○			○
運搬設備	エレベーター，小荷物専用昇降機等	○			○
厨房設備	飲食店，寮，社員食堂等の厨房設備		○		○
建築工事	床，壁，天井仕上げ，店舗造作等工事一式	○			○
外構工事	工事一式（門，塀，緑化設備等）		○		○
その他の設備等	簡易間仕切り，LAN設備，文字看板，ネオンサイン，機械式駐車場設備，駐輪場設備，集合郵便受，ゴミ処理設備，カーテン等		○		○

※家屋の所有者以外の方が取り付けた建築設備は，事業用資産である場合に限り，取り付けた方を当該建築設備の所有者とみなし償却資産として課税いたします。

（地方税法第343条第10項及び国分寺市市税賦課徴収条例第36条第6項）

(10) 主な資産の耐用年数

種類	構造または用途	細目	耐用年数
建物附属設備	電気設備（照明設備を含む）	蓄電池電源設備	6
		その他のもの	15
	給排水または衛生設備及びガス設備		15
		アーケードまたは日よけ設備	主として金属製のもの
その他のもの	8		
構築物	舗装道路及び舗装路面	コンクリート敷、ブロック敷、れんが敷または石敷のもの	15
		アスファルト敷または木れんが敷のもの	10
		ビチューマルス敷のもの	3
	農林業用のもの	主としてコンクリート造、れんが造、石造、またはブロック造のもの（果樹棚またはホップ棚）	14
		その他のもの	17
		主として金属造のもの	14
		主として木造のもの	5
		土管を主としたもの	10
	緑化施設及び庭園	工場緑化施設	7
		その他の緑化施設及び庭園	20
器具及び備品		家具、電気機器、ガス機器及び家庭用品（他の項に掲げるものを除く）	事務机、事務椅子及びキャビネット（主として金属製のもの）
	事務机、事務椅子及びキャビネット（その他のもの）		8
	応接セット（接客業用のもの）		5
	応接セット（その他のもの）		8
	陳列棚及び陳列ケース（冷凍機付または冷蔵機付のもの）		6
	陳列棚及び陳列ケース（その他のもの）		8
	医療機器	冷房用または暖房用機器	6
		消毒殺菌用機器	4
		歯科診療用ユニット	7
		レントゲンその他の電子装置を使用する機器（移動式のもの、救急医療用のもの及び自動血液分析器）	4
	娯楽またはスポーツ器具及び興行または演劇用具	レントゲンその他の電子装置を使用する機器（その他のもの）	6
		パチンコ器、ビンゴ器その他これらに類する球戯用具及び射的用具	2

※表内の資産であっても、材質等により耐用年数が異なる場合があります。御申告に際しましては、必ず「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」での御確認をお願いいたします。

## 【 2 申告について】

### (1) 申告していただく方

令和6年1月1日現在で、国分寺市内に事業の用に供する償却資産を所有している個人または法人の方です。

### (2) 申告していただく資産

#### ① 今までに申告された方 (増減資産の申告)

令和5年1月2日から令和6年1月1日までに取得(増加)した資産及び減少した資産が対象です。

#### ② 今年初めて申告される方 (全資産の申告)

令和6年1月1日現在所有している全資産が対象です。

### (3) 申告期限

**令和6年1月31日(水)**

申告期限間近になりますと受付が大変混雑しますので、お早めに御提出くださいますようお願いいたします。

### (4) 注意事項

- ① 青色申告書等を税務署に提出されている方も、内容に注意し必ず御申告ください。
- ② 郵送で申告される方は、申告書控用に受付印を押して返送しますので、住所、氏名を記入し 切手を貼った返信用封筒 を同封してください。返信用封筒がない場合、または切手を貼ってない場合は返送できません。詳しくは固定資産税係償却資産担当へお問い合わせください(16ページ参照)。

### (5) 申告をされなかった場合、虚偽の申告をされた場合

正当な理由がなく申告されなかった場合には、地方税法第386条及び国分寺市市税賦課徴収条例第56条の規定により、過料を科せられることがあります。また、虚偽の申告をされた場合には、地方税法第385条の規定により罰金を科せられることがあります。

### 【 3 提出する書類と書き方】

#### 同封されている書類と御提出いただく書類

(1) 同封の書類 (申告方法によって異なります。)

- ① 償却資産申告書 (償却資産課税台帳) …………… (緑 色)
- ② 種類別明細書 (増加資産・全資産用) …………… (緑 色)
- ③ 種類別明細書 (減少資産用) …………… (赤 色)
- ④ 償却資産種類別明細書 (申告者用参考資料)
- ⑤ 償却資産申告の手引

(2) 提出書類 次の表の区分により○印で示してあります (種類別明細書の増加資産用と全資産用は、同一の用紙です。)

(3) 記入方法 10～12ページの〔記入例〕を御参照ください。

**今までに申告された方 (増加・減少申告)** 同封書類：①～⑤

同封の「償却資産種類別明細書」 (申告者用参考資料) をもとに、前年中の増加・減少資産の有無を御確認ください。

申告の区分	申告書	種類別明細書		記 入 事 項
		増加資産用	減少資産用	
資産増減がない方	○	—	—	申告書の「18備考」欄に『増減なし』と記入し「前年前に取得したもの (イ)」欄に印字してある取得価額を、そのまま「計 (ニ) の欄」に御記入ください。
増加資産がある方	○	○	—	増加資産用明細書 (緑) に、増加した資産 (申告もれを含む) のみ御記入ください。
減少資産がある方	○	—	○	減少資産用明細書 (赤) に、減少した資産 (申告もれを含む) のみ御記入ください。
増加・減少資産が両方ともある方	○	○	○	増加・減少資産用明細書に、増加・減少した資産 (申告もれを含む) をそれぞれ御記入ください。

電算処理により独自の申告書を使用する場合は、用紙のサイズをA4にし、当市から送付した申告書に添付して御提出ください。また、所有者コードを必ず御記入ください。



**初めて申告される方（全資産申告）**

同封書類：①②⑤

申告の区分	申告書	種類別明細書	記入事項
		全資産用	
申告する資産がある方	○	○	全資産用明細書（緑）に、国分寺市内に所在する全資産を御記入ください。
申告する資産がない方	○	—	申告書の「18備考」欄に『該当資産なし』と御記入ください。

**廃業等をされた方（取消申告）**

令和6年1月1日現在、国分寺市内で事業を行っていない方は、申告書の「18備考」欄にその旨を御記入の上、申告書のみ御提出ください。

事由	記入事項例
市外へ転出した場合	令和5年△月 ○○市へ転出
廃業した場合	令和5年△月 廃業
個人廃業して法人設立した場合※	令和5年△月 法人設立 法人名○○○

※ 個人名義の取消申告と同時に法人名義での申告も必要です。

**電子申告（エルタックス）の受付について**

市では、地方税ポータルシステム（eLTAX：エルタックス）を利用した御申告を受け付けていますので、ぜひ御活用ください。

**《エルタックスの御利用手続きに関するお問合せ先》****【地方税共同機構】**

- エルタックスホームページ：<http://www.eltax.lta.go.jp/>
- ヘルプデスク：0570-081459  
（上記の電話番号でつながらない場合 03-5521-0019）
- 受付時間：9:00～17:00（土・日曜日、祝日、年末年始を除く）

# 〔 申 告 書 の 記 入 例 〕

令和6年度

令和6年1月8日

受付印

国分寺市長 殿

## 償却資産申告書（償却資産課税台帳）

所有者コード 00-1234567		②⑩ 短縮耐用年数の承認 有・無	
住所 〒185-8501 国分寺市戸倉1-6-1 （電話 325-0111）		⑧ 増加償却の届出 有・無	
氏名 こくぶんじ たいさく 国分寺太郎		⑨ 非課税該当資産 有・無	
住所 〒185-8501 国分寺市戸倉1-6-1 （電話 325-0111）		⑩ 課税標準の特例 有・無	
氏名 こくぶんじ たいさく 国分寺太郎		⑪ 特別償却又は圧縮記帳 有・無	
住所 〒185-8501 国分寺市戸倉1-6-1 （電話 325-0111）		⑫ 特別償却又は圧縮記帳 有・無	
氏名 こくぶんじ たいさく 国分寺太郎		⑬ 税務会計上の償却方法 ①定率法・②定額法	
住所 〒185-8501 国分寺市戸倉1-6-1 （電話 325-0111）		⑭ 青色申告 有・無	
氏名 こくぶんじ たいさく 国分寺太郎		⑮ 個人の場合には事業を開始した年月、法人の場合には当該法人の設立年月を記入してください。	
住所 〒185-8501 国分寺市戸倉1-6-1 （電話 325-0111）		⑯ 借入する方を○で囲んでください。 3・4ページ参照	
氏名 こくぶんじ たいさく 国分寺太郎		⑰ 事業所内にある事業所等の資産所在地を記入してください。また、資産所在地が複数ある場合は、各々の資産所在地を記入し、主たる資産所在地に該当する番号を○で囲んでください。	
住所 〒185-8501 国分寺市戸倉1-6-1 （電話 325-0111）		⑱ 借入資産の有無について、該当する方を○で囲んでください。借入資産がある場合は、貸主の名称、住所等を記入してください。	
氏名 こくぶんじ たいさく 国分寺太郎		⑳ 事業所用家屋が複数ある場合には、所有区分ごとに、「15市（区）町村内における事業所等資産の所在地」の該当番号を付記してください。	
住所 〒185-8501 国分寺市戸倉1-6-1 （電話 325-0111）		㉑ 種類別明細書（全資産、増加資産、減少資産）に従って、合計額を資産の種類別に記入してください。	

第二十六号様式 提出用

- ① 提出の日付を記入してください。
- ② 住所・氏名等に訂正・変更のある場合は、抹消線を引き、余白に正しい内容を記入してください。
- ③ マイナンバー（個人番号または法人番号）を右詰めで記入してください。
- ④ 事業の内容を具体的に記入してください。
- ⑤ 個人の場合は事業を開始した年月、法人の場合は当該法人の設立年月を記入してください。
- ⑧～⑱ 該当する方を○で囲んでください。  
3・4ページ参照
- ⑰ 国分寺市内にある事業所等の資産所在地を記入してください。また、資産所在地が複数ある場合は、各々の資産所在地を記入し、主たる資産所在地に該当する番号を○で囲んでください。
- ⑱ 借入資産の有無について、該当する方を○で囲んでください。借入資産がある場合は、貸主の名称、住所等を記入してください。
- ⑳ 事業所用家屋が複数ある場合には、所有区分ごとに、「15市（区）町村内における事業所等資産の所在地」の該当番号を付記してください。
- ㉑ 種類別明細書（全資産、増加資産、減少資産）に従って、合計額を資産の種類別に記入してください。

⑱ 特記事項がある場合はその内容を記入してください。  
・償却資産を共有されている場合は、所有者全員の氏名、住所を記入してください。  
例：国分寺太郎外1名の場合  
国分寺花子（国分寺市戸倉1-6-1）  
・令和4年中に移転・廃業等異動があった場合は、その旨を記入してください。  
・資産の増減がなかった場合には『増減なし』と記入してください。

⑳ 所有者コードを記入してください（分かる場合のみ）。

# [増加資産・全資産の記入例]

第二十九種別表(税出用)

令和 6 年度		所有者コード		所有者名				
00-1234567		① 国分寺 太郎		② / 枚のうち				
資産の種類 番号	資産コード 頁 行	取得年月 年 月 日	取得価額	減価残存率	課税標準額	課税標準の特例 率	増加事由	備考
01	150600101	150503	1800000	130%	1800000	0%	02	
02	150506	150506	200000	60%	200000	0%	02	
03	150506	150506	380000	40%	380000	0%	02	
04		142705		0%		0%	12	
05				0%		0%	12	
06				0%		0%	34	
07				0%		0%	12	
08				0%		0%	34	
09				0%		0%	12	
10				0%		0%	34	
小計			1380000					

注意「増加事由」の欄は、1新品取得、2中古品取得、3移動による受入れ、4その他のいずれかに○印を付けてください。

① 氏名または名称を記入してください。

② この種類別明細書について、ページ数をつけてください。  
(例：総枚数1枚のうち1枚目)

③ 下表の資産の種類コード番号を記入してください。

コード	資産の種類
1	構築物
2	機械及び装置
5	車両及び運搬具
6	工具、器具及び備品

④ 資産の名称等を20文字以内で記入してください。(漢字・ひらがなが可)

⑤ 資産の数量(個数または台数)を記入してください。

⑥ 資産を実際に取得または製作した年月を下表のとおり記入してください。

年	号	コード
昭	和	3
平	成	4
令	和	5

⑧ 「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」の別表第1、別表第2、別表第5及び別表第6に掲げる耐用年数を記入してください。中古資産については、見積耐用年数を適用している場合はその耐用年数を、また、国税局長の承認を得て短縮耐用年数を適用している場合はその耐用年数を記入してください。

⑨ 前年中に増加した資産について、欄外下段の「注意」により、該当する増加事由の番号を○で囲んでください。

⑩ 地方税法第349の3 課税標準の特例の適用がある資産と適用がある資産と売主の名称等  
 ⑪ 貸付資産(リース資産)と貸付先の所在地、氏名または名称  
 ⑫ 短縮耐用年数を適用している資産  
 ⑬ 中古資産の見積耐用年数を適用している資産  
 ⑭ 増加償却を行っている資産  
 今年度新たに申告する資産のうち取得年月が平成19年12月以前の資産について、耐用年数省令の改正で耐用年数を変更する場合は、改正前の耐用年数を記入してください。  
 (例：前〇年)  
 その他、当該資産の価額の決定にあたって必要な事項を記入してください。書き切れない場合は、「18備考」欄に記入してください。

⑪ 減免・非課税該当資産  
該当する欄に1を記入してください。

⑦ 資産を取得するための支出した金額、または支出すべき金額(附帯費を含みます。)を記入してください。圧縮記帳は、償却資産の評価上認められておりませんので、圧縮前の取得価額を記入してください。



## 【4 よくある御質問】

### Q1：今年初めて申告書が送られてきました。どのようにすればいいですか？

A1：店舗や店舗兼用住宅、アパート等を新築された方、新しく事業を始められた方には、お申出がなくても申告書をお送りしています。土地、家屋以外に事業用資産（償却資産）をお持ちの場合はこの手引を御参照いただき、申告書に御記入のうえ御提出ください。なお、該当する資産がない場合でもその旨を御記入のうえ、申告書は必ず御提出ください。

### Q2：昨年中に飲食店を開業しました。どのようなものを申告する必要がありますか？

A2：飲食店の場合、各種厨房機器、冷蔵庫、テーブル、椅子、レジスター、エアコン、テレビ、カラオケ、看板等です。  
また、自己所有の建物ではなく貸店舗のテナントとして開業した場合には、店舗用に施工した内装や電気配線、空調設備、給排水設備等も償却資産の対象となります。

### Q3：昨年中にアパート経営を始めました。アパート経営者も償却資産の申告が必要ですか？

A3：アパート経営は、他人に貸し付けを行う不動産賃貸業となるので申告が必要です。対象となる主な資産は、周囲のフェンス・塀・側溝・外灯・門・看板などの外構工事、自転車置場、ごみ置き場、各部屋に設置されたルームエアコン、駐車場等のアスファルト舗装などがあります。給排水設備、ガス設備の屋外部分も対象となります。

### Q4：アパート経営の分の確定申告は減価償却費として一括計上しているのですが、外構等の内訳がわかりません。どのようにすればよいですか？

A4：家屋としての課税は建物本体のみですので、屋外の設備や外構等は建物総額の中から分けて申告する必要があります。見積書等を参照し、償却資産に該当するものを御申告ください。

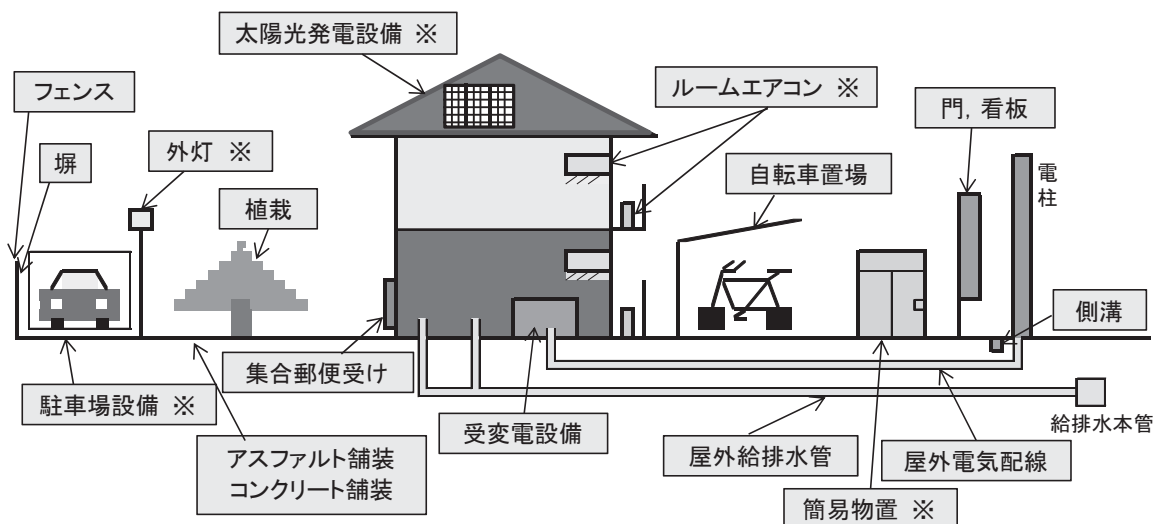
### Q5：敷地の中にはアパート本体しかなくて、外構や屋外設備はほとんどないと思うのですが、申告する必要がありますか？

A5：上下水道における本管からの引き込み工事や、建物周囲の舗装、植栽、駐車場設備、自転車置場等、その多少にかかわらず御申告いただく必要があります。

#### 《参考》

□内が償却資産の対象になります。

※の資産については、種類により家屋の対象となる場合があります。詳しくはお問い合わせください。



**Q 6 : 市内で農業を営んでいるのですが、農機具や農耕用の車両などは課税対象でしょうか？**

A 6 : 事業で使用されているものは基本的に課税対象となります。ただし、農耕用のトラクターやテレーラー付耕耘機等でナンバープレートの付いているものは自動車税または軽自動車税の課税対象ですので、御申告の必要はありません。

**Q 7 : 昔から事業を行ってきましたが、初めて申告書が送られてきました。申告しなければいけないのでしょうか？また、送られてこない場合は申告しなくていいのでしょうか？**

A 7 : 登記制度のある土地や家屋とは違い、償却資産は自治体での把握が困難なため、地方税法の規定により所有者が市町村長に申告する制度となっております。申告書が届かなくても、事業用資産をお持ちの個人、法人は償却資産の申告をする義務があります。

**Q 8 : 家庭用にも事業用にも使用している備品等は、償却資産に該当しますか？**

A 8 : 家庭用としてのみ使用されている場合は償却資産に該当しませんが、事業用にも使用されている場合は償却資産に該当します。これは、事業用に使用される割合が家庭用に使用される割合よりも小さい場合であっても同様です。

**Q 9 : 毎年、税務署へ法人税（または所得税）の申告をしているのに、市にも申告が必要なのはなぜですか？**

A 9 : 税務署への御申告は「法人税または所得税（国税）」の御申告で、そこでは償却資産を「減価償却費を必要経費として」計上されています。一方、今回御案内しております償却資産の御申告は「固定資産税（市町村税）」として所有する資産（財産）のものとなり、申告対象資産も異なる場合がありますので、税務署とは別に御申告が必要です。

**Q 10 : 共有で資産を持っています。持ち分に応じて申告してもいいですか？**

A 10 : 固定資産税は、地方税法第10条の2第1項の規定により、持分に関係なく共有者全員が連帯して全額を納付する義務（連帯納税義務）があります。このため、共有者それぞれの持ち分に応じて課税することはできません。代表者の方が御申告し、御納付していただきますようお願いいたします。

**Q 11 : 年の途中で廃業した場合の固定資産税（償却資産）はどうなりますか？**

A 11 : 毎年1月1日現在（賦課期日）に償却資産を所有している方に4月1日から始まる年度分の固定資産税として課税されます。このため、年の途中で廃業したとしてもその年度分の税金はお支払いいただく必要があります。翌年度の申告書の御提出で、廃業の御申告をお願いいたします。

**Q 12 : 申告内容に誤りがありました。どうしたらいいですか？**

A 12 : 修正申告をお願いいたします。通常御提出いただいている申告書と同様に、修正後の数値等を記入し、上部余白に赤字で『修正申告』と明記し、再度御提出ください。

**Q 13 : 償却資産の申告書は、どこへ行けばもらえますか？**

A 13 : 市役所で用意しております。国分寺市のホームページからダウンロードもできます。なお、企業の電算処理による独自の申告書でも御申告いただけます。電子申告（エルタックス）もぜひ御利用ください（9ページ参照）。

## 実地調査への御協力をお願いいたします

当市では、地方税法第354条の2に基づき、所得税または法人税に関する書類について閲覧を行っています。

国分寺市内で事業を行っているにもかかわらず当市の固定資産税（償却資産）について未申告であることが判明した場合に、訪問し調査をさせていただきます。**市内で事業を始めた際には、未申告で営業をされることがないよう必ず申告をしてください。**

また、申告書の受理後、地方税法第353条及び第408条に基づいて実地調査を行うことがあります。お忙しいところ誠に恐縮ですが、調査に御協力いただきますようお願いいたします。なお、実地調査にともなって修正申告をお願いすることがありますが、その際は資産の取得年に応じて遡って課税することになりますので、あらかじめ御承知おきください。

### ＜地方税法から一部抜粋（参考）＞

- (徴税吏員等の固定資産税に関する調査に係る質問検査権)
- 第三百五十三条 市町村の徴税吏員、固定資産評価員又は固定資産評価補助員は、固定資産税の賦課徴収に関する調査のために必要がある場合においては、次に掲げる者に質問し、又は第一号若しくは第二号の者の事業に関する帳簿書類（その作成又は保存に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。次条第一項第一号及び第二号、第三百九十六条第一項、第三百九十七条第一号及び第二項第六号並びに第三百九十七条第一項第一号及び第二号において同じ。）その他の物件を検査し、若しくは当該物件（その写しを含む。）の提示若しくは提出を求めることができる。
- 一 納税義務者又は納税義務があると認められる者
- 二 前号に掲げる者に金銭又は物品を給付する義務があると認められる者
- 三 前二号に掲げる者以外の者で当該固定資産税の賦課徴収に直接関係があると認められる者
- 以下 第二、五項省略
- (固定資産税の脱税に関する罪)
- 第三百五十八条 偽りその他不正の行為によつて固定資産税の全部又は一部を免れた者は、五年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。
- 2 前項の免れた税額が百万円を超える場合においては、情状により、同項の罰金の額は、同項の規定にかかわらず、百万円を超える額でその免れた税額に相当する額以下の額とすることができる。
- 3 第一項に規定するもののほか、第三百八十三条、第三百八十四条又は第三百九十四条の規定によつて申告すべき事項について申告をしないことにより、固定資産税の全部又は一部を免れた者は、三年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。
- 4 前項の免れた税額が五十万円を超える場合においては、情状により、同項の罰金の額は、同項の規定にかかわらず、五十万円を超える額でその免れた税額に相当する額以下の額とすることができる。
- 5 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関して第一項又は第三項の違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、当該各項の罰金を科する。
- 6 前項の規定により第一項の違反行為につき法人又は人に罰金を科する場合における時効の期間は、同項の罪についての時効の期間による。

### (固定資産税の納税義務者等)

第159項省略

10 第三百四十三条 家屋の附帯設備（家屋のうち附帯設備に属する部分その他総務省令で定めるものを含む。）であつて、当該家屋の所有者以外の者がその事業の用に供するため取り付けたものであり、かつ、当該家屋に付合したことから当該家屋の所有者が所有することとなつたもの（以下この項において「特定附帯設備」という。）については、当該取り付けた者の事業の用に供することができる資産である場合に限り、当該取り付けた者をもつて第一項の所有者とみなし、当該特定附帯設備のうち家屋に属する部分は家屋以外の資産とみなして固定資産税を課することができる。

### (固定資産に係る虚偽の申告等に関する罪)

第三百八十五条 第三百八十三条から前条までの規定により申告すべき事項について虚偽の申告をした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関して前項の違反行為をした場合には、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、同項の罰金を科する。

### (固定資産に係る不申告に関する過料)

第三百八十六条 市町村は、固定資産の所有者（第三百四十三条第九項及び第十項の場合には、これらの規定により所有者とみなされる者とする。第三百九十三条及び第三百九十四条において同じ。）が第三百八十三条若しくは第三百八十四条の規定により、又は現所有者が第三百八十四条の三の規定により申告すべき事項について正当な事由がなく申告をしなかつた場合には、その者に対し、当該市町村の条例で十万円以下の過料を科する旨の規定を設けることができる。

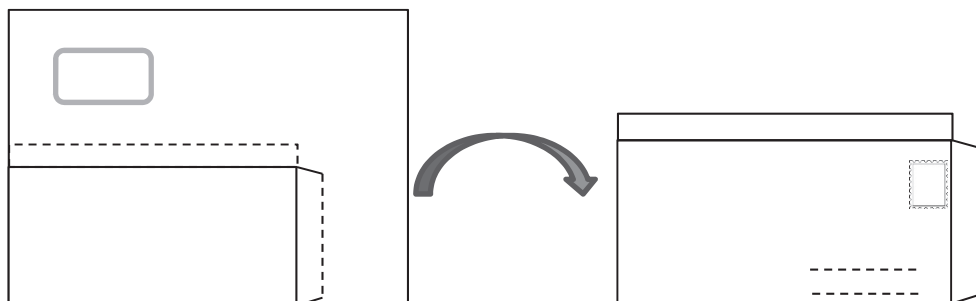
### (固定資産の実地調査)

第四百八条 市町村長は、固定資産評価員又は固定資産評価補助員に当該市町村所在の固定資産の状況を毎年少くとも一回実施に調査させなければならない。

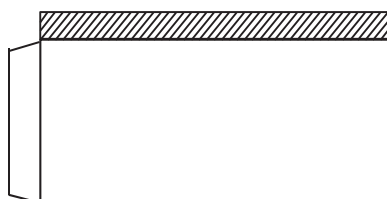
## 郵送で申告をされる方へ 〈申告用封筒の作成方法の御案内〉

償却資産申告書を送付した封筒を切り取って、申告用に御利用いただけます。作成方法は下記のとおりです。ぜひ御活用ください。

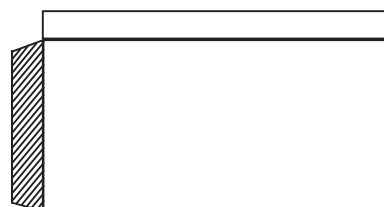
1. 封筒にある点線（キリトリ線）に沿って切り取ってください。



2. 切手を貼付し、住所・氏名を記入した後、封筒を裏返して、下図の斜線部分の表と裏にのり付けしてください。



3. 申告書類等を入れた後、下図の斜線部分の表と裏にのり付けしてください。



### ★御提出前に次の御確認をお願いします★

#### 償却資産申告書（10ページ参照）

- 「1 住所」の連絡先(電話番号)の記入
- 「15 資産の所在地」の記入

#### 種類別明細書（増加資産 11ページ参照）

- ①所有者名、所有者コード（わかる場合）の記入
- ⑥増加資産の取得年月、⑦価額、⑧耐用年数の記入
- ⑨増加理由の欄（1～4）のチェック

#### 種類別明細書（減少資産 12ページ参照）

- ①所有者名、所有者コード（わかる場合）の記入
- ⑤資産の名称等、⑧減少の事由及び区分
- ⑨摘要（一部減少であればその割合）

### 〈御提出先及びお問合せ先〉

〒185-8501 国分寺市戸倉一丁目6番地1

国分寺市 総務部課税課固定資産税係 償却資産担当

電話番号 042-325-0111（内線340）